

4 川 監 公 第 6 号

令和4年6月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年9月30日付け3川監公第12号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

4 川総コ第13号

令和4年4月21日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和3年9月30日付け3川監報第5号で報告の提出がありました定期監査の
結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和3年度第1回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）見積りを用いた単価の決定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、東住吉小学校の校舎増築工事で、普通教室等を増設するものである。

このうち、掘削時の山留工事の積算についてみたところ、設計積算に係る職員（以下「設計者」という。）は、鋼矢板による山留を計画していたが、まちづくり局が定める「公共建築工事単価表」には、鋼矢板による山留の単価が定められていないことから、材工共の見積りを徴取していた。

「川崎市まちづくり局建築工事等積算情報」（以下「積算情報」という。）によると、見積りにより単価を決定する場合は、見積り金額を査定し補正することとされており、見積りが材料費のみの場合と材工共の場合とで異なる査定率が定められている。

設計者は、本工事で徴取した見積りの材料費と工事費が明確に分離されていることから、材料費と工事費を個々の見積りとして使用できるものと判断し、材料費と工事費に異なる査定率を用いて単価を決定していた。

しかしながら、設計者は、材工共の見積りを徴取していることから、材工共の査定率を用いて単価を決定すべきであった。

見積りを用いた単価の決定に当たっては、積算情報の運用方法について内容を十分に確認し、適正に行われたい。

（注）材工共とは、材料費と工事費を併せたものをいう。

[措置内容]

指摘事項については、見積りの査定率について、川崎市まちづくり局建築工事等積算情報の運用方法の理解が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、単価の決定を適正に行うよう努めます。

(工事番号8) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(2) 適切な運搬方法を決定すべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、老朽化した等々力硬式野球場を改築する工事である。

このうち、鉄筋工事及び型枠工事における資材の運搬費の算定についてみたところ、設計者は、鉄筋1,297トン及び型枠37,963平方メートルの運搬費を計上するに当たり、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(以下「基準等の運用」という。)では、運搬用トラックの規格は4トン車が標準とされていることから、4トン車を使用した運搬費を計上していた。

しかしながら、基準等の運用によると、建築構造物の規模や敷地条件等により10トン車も考慮できるとされており、当該地の状況は周辺を含め大型車両の通行に支障を来たさないにもかかわらず、効率性等を考慮した10トン車での運搬方法の検討がなされていなかった。

運搬費の算定に当たっては、効率性、経済性及び環境負荷低減の観点から、運搬方法を検討し、適切に決定されたい。

[措置内容]

指摘事項については、運搬費の算定において効率性、経済性及び環境負荷低減の観点での運搬方法の検討が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、運搬費の算定を適切に行うよう努めます。

(工事番号9) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(3) 積算内容の確認を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、宮前平中学校及び犬蔵小学校において、体育館の改修及び会議室等の新築を行う工事である。

このうち、工事費の積算についてみたところ、設計者は、建設発生材の運搬費の算定に当たり、現場内で確保できる作業ヤードが狭小であり、10トン車の利用が困難であることから4トン車で算定すべきところ、全て10トン車で算定していた。

また、設計変更において、購入土による埋戻し土搬入運搬費の数量の算出に当たり、埋戻しの一部を購入土から樹脂材に変更していたが、その変更数量を運搬費から控除していなかった。

さらに、地盤改良に伴う発生土処分費の算定に当たり、当初設計において適正な処分費を計上していたが、設計変更において、計上する必要のない残土処分費を計上していた。

これらは、いずれも積算した内容の確認が不十分であったことによるものである。

工事費の積算に当たっては、積算内容の確認を十分に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、設計時及び設計変更時における積算した内容の確認が不十分であったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、工事費の積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号14) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(4) 産業廃棄物処理の施工監理を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

日吉中学校の工事は、受変電設備を改修するもので、その工程においてコンクリート壁の削孔作業が伴い、また、末長小学校ほか13校の設計業

務委託は、既存校舎の構造体を調査するもので、同様の削孔作業が伴うものである。

このうち、廃棄物の処理についてみたところ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」によると、削孔に伴い発生するコンクリート殻及び濁水に含まれる削孔くずは、産業廃棄物に該当するため、排出事業者はそれを適正に処理しなければならないとされている。また、環境省が定める「建設廃棄物処理指針」によると、工事等において発生する産業廃棄物について、発注者は、適正に処理されたことを確認することとされている。

しかしながら、当該工事を監督する職員は、それらの廃棄物が適正に処理されていることを確認していなかった。

産業廃棄物処理の施工監理に当たっては、関係法令等を遵守し、処理状況を適切に確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、産業廃棄物の処理状況の確認が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行いました。また、濁水等の処理の適正な施工監理について通知するとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、施工監理を適正に行うよう努めます。

（工事番号25）（まちづくり局施設整備部電気設備担当）

（工事番号47）（まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当）

（5）その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 見積り金額の補正を適切に行うべきもの

見積り金額の補正に当たり、査定率の変更が適切な方法で行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、査定率の変更が適切な方法で行われていなかったことから、査定率を変更する場合は、まちづくり局単価委員会において審議を行うこととしました。また、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、見積り金額の補正を適切に行うよう努めます。

(工事番号5) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

イ 地盤改良の施工監理を適正に行うべきもの

セメント系固化材を使用した地盤改良の施工に当たり、六価クロム溶出試験を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、公共建築工事特則仕様書等の内容を十分に確認できていなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、施工監理を適正に行うよう努めます。

(工事番号8) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

ウ 樹木撤去の単価の決定を適正に行うべきもの

樹木撤去の単価の決定に当たり、見積りによらず計算により算定されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、単価表に定めのない単価の決定方法が適切でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、単価の決定を適正に行うよう努めます。

(工事番号 1 4) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

エ 建設発生土の処分に必要な試験費を適正に計上すべきもの

建築物跡地から発生する建設発生土の処分に当たり、土砂検定費を計上していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、建設発生土の処分に必要な試験費の積算が適切でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号 1 6) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)